

1. 道路の役割と現状
2. あるべき姿
3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）
4. 管理水準を担保するための取組・対策
5. 協働の取り組み

## 1. 道路の役割と現状

### 道路の役割

～市民の生活と経済活動を支える基盤～

#### 交通機能の確保

人や地域を相互につなぎ、  
日常生活やモノの輸送を支える

#### 空間機能の創出

まちの骨格をつくり、景観を作成し、  
日々の暮らしを支える  
市のイメージにもつながる



### 道路の現状

～道路の役割を脅かす問題が顕在化～

#### 現在の管理方法

- ・年1～2回の除草を実施
- ・利用状況に応じて局所的・臨時的対応

#### 除草要望の主な理由

- ・視認性を阻害（車の運転時、草が邪魔で見えない）
- ・安全な通行の妨げ（雑草を避けて通行）
- ・まちのイメージ悪化（景観を損ねている、汚い）



## 2. あるべき姿

### 理想の姿

市内すべての箇所において、交通安全上に支障がない状態  
かつ、景観上に支障がない状態、かつ、衛生上に支障がない状態  
(市民が安心して、快適に利用できる、質の高い公共空間の実現)



### 現実的にあるべき姿 (目標)

前提：雑草を完全にゼロにすることは困難。

できる限り市民生活や交通に支障を及ぼさない水準で  
定期的かつ適切な管理が重要

市内すべての箇所において、**交通安全上に支障がない**状態を保ち、

**場所にメリハリ**をつけて、景観上に支障がない状態や衛生上に支障がない状態を保つ

30

## 3. 管理水準の設定 (4つの視点と対応方針)



### 1. 交通安全上 支障になる箇所

車両の通行や交差点の  
視認性に影響する場所

対応：年間を通して  
雑草の繁茂が  
少ない状態を  
保つ  
(防草推進)



### 2. 景観に 配慮する箇所

緑化路線や商業施設等の  
拠点施設の周辺

対応：年間を通して  
雑草の繁茂が  
少ない状態を  
保つ



### 3. 生活環境箇所

住宅地などの生活環境箇所

対応：人通りが多い場所は  
通行に支障がない  
状態を保つ  
人通りが少ない場所は  
臨時対応



### 4. その他 (郊外部など)

人通りが少なく、生活環境  
への影響が少ない場所

対応：臨時対応  
(自然活用)

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。

現在、定期除草を実施している箇所については、過去、安全上などの必要性から除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

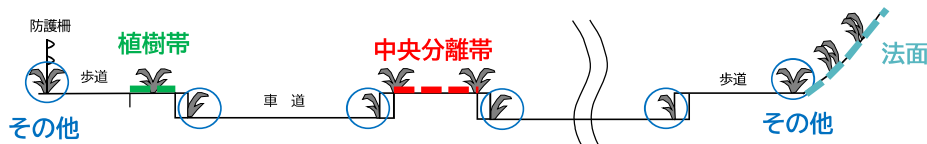
31

## 4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 **除草+防草+(植物調節剤(調査/研究))+α(官民連携など)** を効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル	出芽期		急成長・繁茂期			成長減速期			休眠期			出芽期
1 中央分離帯、植樹帯				1回目		2回目	3回目					
2 残地、その他				1回目								
3 法面				1回目								

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。  
 ※臨時除草については、必要に応じて実施



路線	場所	対策
緑化路線	中央分離帯	必要に応じて地被類など緑に配慮した防草+草刈り
	植樹帯	必要に応じて緑の保全を考慮しつつ適切な防草+草刈り
	路側、その他	草刈り
その他路線	中央分離帯	カタマSPなどで防草を推進+(植物調節剤(調査/研究))
	植樹帯	アスファルトなど現状に合わせた防草+草刈り
	法面、残地	【住宅地】草刈り+(植物調節剤(調査/研究)) 【郊外部】臨時対応
	路側、その他	草刈り

32

## 5. 協働の取り組み

### 現在の取り組み

#### ■道路サポーター (R7.3末現在、273団体)

- ・5人以上の団体が、道路の清掃や除草、花植えなどの景観美化活動ができる制度
- ・北九州市は、清掃用具の支給・貸与、花苗の支給、サインボードの設置などの支援を行う

#### ■道路ボランティア花壇 (R7.3末現在、27団体)

- ・少人数や個人でも、自宅前の植樹帯などに花植えができる制度
- ・北九州市は、種子の配布やゴミ回収などの支援を行う

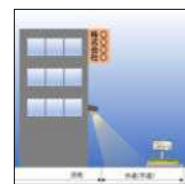
### 新たな取り組み

#### ■企業版道路サポーター制度 (R8.4.10~ 制度開始)

- ・企業が、地域貢献として行う新たな制度を創設
- ・歩道(植樹帯、植樹柵含む)の除草及び清掃は必須要件
- ・花植えや照明灯の設置・点灯は任意要件
- ・北九州市は、協力してくれた企業に対して  
サインボードの設置や社名をHPに掲載、ゴミ回収などの支援を行う



除草、清掃



照明灯の設置・点灯



サインボードイメージ

33

# 北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略

～ “未来” を創る持続可能な維持管理を目指して～

— 最終とりまとめ案（市民意見募集後） —

## 【 各 論 編 （ 河 川 ） 】

— 北九州市 都市整備局 —

令和8年5月14日

1. 河川の役割と現状
2. あるべき姿
3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）
4. 管理水準を担保するための取組・対策
5. 協働の取り組み

## 1. 河川の役割と現状

### 河川の役割

- **治水**
  - ・洪水による被害から住民の生命と財産を守る
  - ・気候変動に対応
- **利水**
  - ・水質保全など健全な水循環を守る
- **環境**
  - ・うるおいのある水辺空間やホタルなど多様な生物の生息・生育環境の場としての川を守る
  - ・子どもの遊びと学びの場や地域振興・交流の場の提供



### 河川の現状

#### 管理河川

- ・二級河川（市管理） 12河川 56km
- ・準用・普通河川 231河川 256km
- ・水路

※一級河川と市管理以外の二級河川は国と県の管理

#### 除草の現状

- ・原則、年1回の除草を実施
- ・親水空間等は状況に応じて年2回
- ・利用状況に応じて局所的・臨時的対応
- ・河川愛護団体による清掃・除草

#### 除草要望の主な理由

- ・住環境悪化（ヘビが出る、虫が湧く等）
- ・流れの阻害（川があふれる等）

36

## 2. あるべき姿

### 理想の姿

ふれあう・学ぶ・共生することのできる持続可能な水辺空間  
グリーンインフラ※として多様な機能を有する河川を基軸とした  
「水とみどり、生態系ネットワーク」を守り、未来につなぐ！



※グリーンインフラとは、




自然の多様な機能を活用した社会資本であり、将来にわたり持続可能で魅力ある都市・地域づくり及びウェルビーイング向上に貢献するもの。

### 現実的にあるべき姿（目標）

- 河川の役割を踏まえて、治水、景観・利用、生態系保全について、優先区分を設定し、メリハリをつけて、地域の方々と話し合いながら、除草と防草等を適切に組み合わせた雑草対策を行う
- 生物多様性の損失を止め、回復を図る観点から、できるだけ自然の営みを妨げないよう、雑草対策は、自然の働きかけとして必要最小限にとどめる
- なお、河川管理道等における樹木については、生物多様性を高めるなどの効果があるため、その多様な効果を踏まえて、適切に管理する

37

### 3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）

 <p><b>1. 治水を重視する箇所</b></p> <p>市街地の過去溢水経験のある三面張等の河川</p> <p>対応：原則、浚渫により雑草の繁茂が少ない状態を保つ</p>	 <p><b>2. 景観・利用に配慮する箇所</b></p> <p>親水広場や住宅地近接の管理道等</p> <p>対応：生態系への影響が少ない箇所は防草を行い、それ以外は定期的な除草により、雑草の繁茂が少ない状態を保つ</p>	 <p><b>3. 生態系保全を優先する箇所（住宅等の近隣）</b></p> <p>ホタル等の生物が生息する河床・河道等</p> <p>対応：できるだけ自然の営みを妨げないよう、除草は必要最小限の自然への働きかけとして年1回とする</p>	 <p><b>4. その他（山間部など）</b></p> <p>希少生物の生息域で、生活環境への影響が少ない場所</p> <p>対応：状況に応じて対応（生態系を優先）</p>
---	--	---	--

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。  
 現在、定期除草も実施している箇所については、治水・景観・利用・生態系保全などの必要性から除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

### 4. 管理水準を担保するための取組・対策

管理水準を担保するための手法 ➡ **除草＋防草＋河道内浚渫＋α（官民連携、新技術など）** を効果的・効率的に組み合わせる


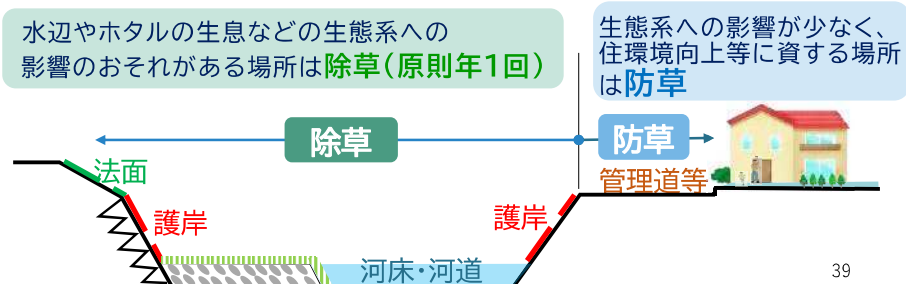
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル	出芽期		急成長・繁茂期			成長減速期（枯れ始め）			休眠期			出芽期
1 治水			1回目			臨時						
2 景観・利用			1回目				臨時					
3 生態系の保全					1回目							

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。

優先項目	場所	対策
1 治水	河床・河道	可能な限り浚渫により対応
	法面・護岸	除草と防草を組み合わせ、可能な限り防草により対応
2 景観・利用	親水広場	生態系に配慮しつつ、親水利用を図るため除草
	河川管理道等	住宅地近接の管理道については、原則、防草
3 生態系の保全	河床・河道	生態系に配慮し、生物の活動や草の成長に合わせた必要最小限の除草

**水際植生の役割**

- ①水生生物の生息地、外敵(鳥など)からの保護
- ②流速抑制効果
- ③日射の抑制、水温調整機能
- ④CO2吸収など

## 5. 協働の再設計

### 現在の取り組み

河川愛護団体

- ・北九州市が維持管理する河川の清掃や除草を行う地域ボランティア団体のこと
- ・新型コロナウイルスの影響と高齢化に伴う会員数の減少等により、団体数の減少傾向



河川愛護団体の活動の様子

### 新たな取り組み方針

- ・ふれあう・学ぶ・共生することのできる川づくりにより、未来につないでいくためには、地域のあらゆる関係者が自分ごととして、自然共生にかかわっていくことが不可欠
- ・より多くの人に参加しやすくなるような、河川愛護活動の仕組みづくり



河川愛護団体とガザニアを植え付けた防草の取組み

40

# 北九州市「道路・河川・公園」雑草対策基本戦略

～ “未来” を創る持続可能な維持管理を目指して～

— 最終とりまとめ案（市民意見募集後） —

## 【 各 論 編 （ 公 園 ） 】

— 北九州市 都市整備局 —

令和8年5月14日

1. 公園の役割と現状
2. あるべき姿
3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）
4. 管理水準を担保するための取組・対策
5. 協働の取り組み

## 1. 公園の役割と現状

### 公園の役割

#### ■ 憩い、遊びの場

- ・市民にとって身近にある緑に囲まれた憩いの空間
- ・子どもの遊びと学びの場

#### ■ 地域のコミュニケーションの場

- ・地域振興・交流の場の提供

#### ■ 防災・減災

- ・災害時に地域住民が避難する場となる
- ・グリーンインフラによる防災・減災機能の強化



### 公園の現状

#### 都市公園

- ・公園数 1, 719公園
- ・公園面積 11, 982, 238㎡

#### 除草の現状

- ・原則、年2回の除草を実施
- ・公園応援団・公園愛護会による清掃・除草
- ・利用状況に応じて局所的・臨時的対応

#### 除草要望の主な理由

- ・公園利用に支障がある
- ・公園愛護会の解散



## 2. あるべき姿

### 理想の姿

今まで以上に快適で魅力的な公園へ  
グリーンインフラとして、公園の緑は保持したうえで  
緑豊かで居心地のよい公園空間を実現する



### 現実的にあるべき姿（目標）

前提：雑草を完全にゼロにすることは困難。  
できる限り公園の快適性や景観面に支障を及ぼさない水準で  
定期的かつ適切な管理が重要

市内すべての箇所において、**安全上支障がない**状態を保ち、  
**場所にメリハリ**をつけて、景観上に支障がない状態や衛生上に支障がない状態を保つ

44

## 3. 管理水準の設定（4つの視点と対応方針）



### 1. 快適性の確保

園路脇や  
子どもが遊ぶ広場など

対応：年間を通して  
雑草の繁茂が  
少ない状態を  
保つ



### 2. 安全性の確保

繁茂した雑草により  
死角が増え  
防犯上のリスクが  
増大する

対応：年間を通して  
雑草の繁茂が  
少ない状況を  
保つ  
(状況に応じて  
臨時対応)



### 3. 良好な 景観の確保

公園の入口付近や  
法面など

対応：年間を通して  
雑草の繁茂が  
少ない状態を  
保つ



### 4. その他 (未利用箇所など)

大きな公園の  
未利用箇所などで  
雑草が繁茂しても支障が  
生じない場所

対応：雑草対策は  
必要最小限とする  
(生態系を優先)

今後、定期除草を行う箇所について、上記管理水準を基本とする。

現在、定期除草も実施している箇所については、快適性・安全性・良好な景観の確保などの必要性から  
除草を実施しているため、見直しを行う場合は、慎重に判断を行う必要がある。

45

## 4. 管理水準を担保するための取組・対策

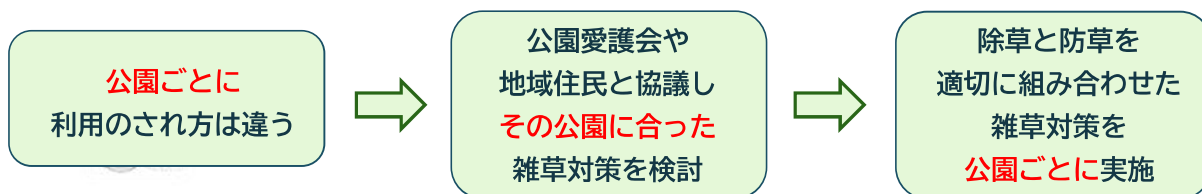
管理水準を担保するための手法  **除草+防草+α(官民連携など)**  
を効果的・効率的に組み合わせる

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
草の成長サイクル	出芽期		急成長・繁茂期			成長減速期(枯れ始め)			休眠期			出芽期
1 定期除草			1回目		2回目		3回目					
2 公園愛護会							月1回程度					
3 公園応援団							月1回程度					

※現在、検討中のものであり、実施回数や時期が決まっているものではありません。今後、様々な知見などにより変更することがあります。



- ・公園愛護会は広場を中心に除草を実施している
- ・防草は法面や園路脇などに実施する



46

## 5. 協働の取り組み

### 現在の取り組み

#### ■公園愛護会

- ・地域住民が主体となって公園の除草・清掃を行っている
- ・平成28年度をピークに減少傾向にある

(令和6年度末で1,065団体)

#### ■公園応援団

- ・令和6年度より公園応援団制度を創設し、担い手の確保に取り組んでいる



### 新たな取り組み

#### ■公園愛護会

- ・公園愛護団体にアンケート調査に着手しておりその結果を分析したうえで、支援方法のあり方を検討

#### ■公園応援団

- ・制度の周知方法を再検討し、参加団体の更なる拡大を図る

47